

麻酔科医倫理綱領の作成にあたって

社団法人 日本麻酔科学会 倫理委員会

1. 倫理綱領制定の意義

医学医療の分野のみならず、現代社会は経済の成長、教育や文化施設の拡充、その他あらゆる分野で大きな飛躍をとげ、社会の多くの人々が健康を謳歌し、合理的で快適な生活設計を目指す努力がある程度成功した。それは地球上の一部の国々に過ぎないが、わが国ではその結果、国民の健康と日常生活の質の向上への関心、そして患者と医師及び他の医療従事者を取り巻く倫理問題への関心が大きく高まってきた。もとより倫理の原則は、ヘルシンキ宣言にある「人間の尊重」であり、善をなす、悪をなさぬ、正義をなすことにある。

20世紀後半の麻酔科学の発展と麻酔科医の活躍は、あらゆる手術に対する麻酔と瀕死患者の蘇生を可能にした。これらの進歩は生命の本質に迫るものであり、国民の「生命倫理」の概念のみならず、医療への信頼、期待感を大きく変えてきた。その結果、医療を行うに当たっては、それを受ける側と提供する側、双方の心の存在がますます重要性を増してきたといえる。したがって、今世紀の麻酔科医の医療は、高度の医療器機を用いて科学的根拠に基づいてなされると同時に、人類愛をその基本におき、人間の優しい心と熟練した技術で行われるものであるとの再認識も必要である。

麻酔科医は、法によって課せられた責務を果たすのみならず、優れた人間また医師として、その良心に従い、できる限りの努力を怠らず、患者に常によりよい医療を提供する職責を負う。この麻酔科医倫理綱領は、その職責を果たすために、今21世紀において麻酔科医がとるべき基本的な倫理規範となるものである。

2. 倫理保持の基本事項

麻酔科学会が既に制定している理念は、学会の在り方や理想を重要視するものであり、麻酔科医個人としての姿勢を示す倫理綱領とは性質を異にする。倫理委員会は麻酔科医倫理綱領を作成するに当たり、麻酔科医としての診療姿勢を具体化するとともに、専門性を組み入れるよう考慮した。麻酔中の意識のない患者への配慮、麻酔科医がリーダーシップを取るべき診療体制の構築への努力、学会が定める指針等の遵守、麻酔科医としての特殊性から生じる職権の乱用の防止などである。以上に加え、患者の権利、利益を中心においた医療、文化的及び政治的差異を理解した上での国際貢献、学術研究が重要である。

結果としてこの麻酔科医倫理綱領では、1)患者の利益の最優先、2)チーム医療の重視、3)麻酔科医の診療姿勢、4)教育社会活動、5)国際貢献、6)学術研究活動、7)自己管理と業務責任、8)不測の事態の対応、の8項目を基本とした。会員はこれらの項目に準拠した実務的な倫理行動基準を整え、麻酔科学の専門家として社会に貢献していく必要がある。

3. 日本医師会の「医の倫理綱領」の尊重

日本麻酔科学会は、会員一人一人が、医師としての基本的な姿勢を示している日本医師会の「医の倫理綱領」を尊重し、麻酔科医の診療の特殊性を重視したこの麻酔科医倫理綱領を遵守することを求める。

麻酔科医倫理綱領

2003年5月28日制定

1. 麻酔科医は、正確な医療情報の提供による患者自身の意思決定を尊重し、麻酔中はもとより意思表示の難しい患者にも十分な配慮を行い、患者の利益を最優先する。
2. 麻酔科医は、チーム医療のリーダーとしての役割を自覚し、麻酔関連領域に携わる医師及び他の医療従事者と協調、協力し、患者中心の医療を実践する。
3. 麻酔科医は、手術や検査を受ける患者の麻酔と全身管理を中心医療とし、救急医療、集中治療、痛みの治療、緩和医療など幅広い領域において、すべての患者の生命と尊厳を守るとともに本学会で定めた指針を遵守し、患者に安全で快適な医療を提供する。
4. 麻酔科医は、専門医制度の資格を取得した後も、専門及び関連領域における最新の知識と技術の習得に努め、医療の場で広く必要とされている麻酔科学の指導や教育に協力し、社会に対する麻酔科学の啓発と普及に努める。
5. 麻酔科医は、世界の医療の現状にも幅広い関心を持ち、国際社会の同僚と協調し、医療福祉が十分に提供されていない人々や国々に対して麻酔科領域の診療や麻酔科学の発展を援助し、その向上に貢献する。
6. 麻酔科医は、学術研究に当たって、生命科学の進歩がもたらす問題に十分留意し、科学的原則に則り、ヘルシンキ宣言の基本原則や動物実験の指針に従い、人類愛と動物愛護の精神に基づいてこれを推進する。
7. 麻酔科医は、患者の生命維持に直接かかわる職務であることを自覚し、精神的にも身体的にも最良な状態で診療にあたるとともに、周辺の医療環境を整備し、麻酔薬や医療機器の厳格な管理と適正な使用に努める。
8. 麻酔科医は、患者に不利益となる事態が発生した場合やその可能性が見込まれるときは、回復に最善を尽くし患者と家族に十分に説明するとともに、会員相互と情報を共有し原因の解明と再発防止に努める。

麻酔科医倫理綱領 各註の説明

註1：社団法人 日本麻酔科学会の理念

(2002年4月17日 社団法人日本麻酔科学会 第1回通常総会にて承認)

社団法人日本麻酔科学会は、周術期の患者の生体管理を中心としながら、救急医療や集中医療における生体管理、種々の疾病および手術を起因とする疼痛・緩和医療などの領域において、患者の命を守り、安全で快適な医療を提供することを目的とする。

社団法人日本麻酔科学会は以下の事項を通じてこれを達成する。

1. 質の高い麻酔科医の育成
2. 先端的研究の推進と新たな医療技術の創成
3. 正しい知識の啓発と普及
4. 他領域と協同する医療
5. 国際的医療への寄与

註2：社団法人 日本医師会「医の倫理綱領」

平成12年4月2日採択(社団法人日本医師会第102回定例代議員会)

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進をはかるもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの業務の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

註3：ヘルシンキ宣言の基本原則

1964年フィンランド、ヘルシンキの第18回世界医学会議(WMA)で採択

2000年英国、エジンバラの第52回世界医師総会で修正

註4：大学等における動物実験の実施に関する基本的な考え方について

(日本学術会議情報資料分科会学術資料部会昭和62年1月、及び文部省学術局長通知、昭和62年5月、文学情第141号)を参照